

参加費  
無料

## 働き方改革セミナー

# 事例に学ぶ！

2020年4月 施行  
法改正直前対策

# 「法改正への対応および活用できる助成金」

平成30年7月に成立した「働き方改革関連法」が2019年4月より順次施行されています。これにより労働基準法が改正され、中小企業においてはこの2020年4月1日から「時間外労働の上限規制」及び「同一労働同一賃金」に関する法改正が施行されます。

当セミナーでは法改正の重要なポイントやとるべき対策を、事例を紹介しながら解説いたします。

### ポイント

【同一労働同一賃金】：同じ仕事に対しては同じ賃金が支払われるべきという考え方。同じ企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間などで雇用形態による「不合理な待遇差」を設けることが禁止されます。

【残業時間上限規制】：特別条項付き36協定を結んでも、残業時間に制限が設けられます。

### 【前半】

1. 2020年4月施行の法改正説明と企業対応

- (1) 同一労働同一賃金・残業時間上限規制
- (2) 36協定新書式の注意点

2. 法改正に対応と活用できる助成金の紹介

<<休憩>>

### 【後半】

3. 企業の対応事例紹介

- (1) 人手不足解消・残業時間短縮事例
- (2) 人事評価制度と賃金

4. 「真」の課題をみつけよう

<<質疑、応答>>

### 開催日時

令和2年 3月17日(火)

18:30 ~ 20:00

### 会場

柏商工会議所 401会議室

### 定員

50名(定員となり次第締切らせて頂きます)

### 対象

事業主 等(非会員も可)

### 受講料

無料

### 講師紹介

NPO法人とうかつ経営支援グループ  
社会保険労務士・中小企業診断士  
松本 千賀子 氏

### カリキュラム

※必要事項をご記入のうえ、柏商工会議所（中小企業相談所：小平）宛てFAXでお申し込みください

TEL：04-7162-3305 / FAX：04-7162-3323

事業所名	フリガナ (業種)		
受講者名	フリガナ (業種)		
所在地	TEL	-	-
	FAX	-	-

※ ご記入いただきました個人情報は慎重に取り扱い、本セミナーの運営・管理、その他情報提供のみに使用いたします。